

2 ひとにやさしいまちづくり

(1) 栃木県ひとにやさしいまちづくり条例

病院や劇場、集会場などの建築物や公園、道路、公共交通機関の施設など不特定多数の方が利用する公共的施設のバリアフリー化を進めるための整備基準を設けています。

〈適合証〉は、整備基準に適合した施設に交付されます。

□問合せ先 県保健福祉課地域福祉担当

TEL028-623-3047 FAX028-623-3131

県建築課建築指導班 TEL028-623-2514 FAX028-623-2489



(2) 栃木県ひとにやさしいまちづくり推進協議会

栃木県ひとにやさしいまちづくり条例第11条に定める「県は、県、市町村、県民及び事業者が一体となってひとにやさしいまちづくりを推進する体制を整備する」という条項に基づき、県内の関係団体等で構成される「栃木県ひとにやさしいまちづくり推進協議会」が、平成12年10月2日に設置されました。

ひとにやさしいまちづくりのより一層の普及・推進を目的に活動を展開しています。